## 低炭素建築物新築等計画変更認定申請書

		年	月	日
恵庭市長	殿			
	申請者の住所又は			
	主たる事務所の所在地 申請者の氏名又は名称			印
	代表者の氏名			
	関する法律第55条第1項の規定により、 日誌書及び新仕図書に記せの専項は、東宋			画の変更

の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

1.	低炭素建築物	物新築等計画の認知	定番号
	第		号

2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日

年.	日	H
	7.1	$\vdash$

- 3. 認定に係る建築物の位置
- 4. 申請の対象とする範囲
  - □ 建築物全体
  - □ 住戸の部分のみ
  - □ 建築物全体及び住戸の部分
- 5. 変更の概要

(本欄には記入しないでください。)

受付欄			認定番号欄			決	裁	欄			
	年	月	日		年	月	П				
第			号	第			号				
係員	印			係員	印						

## (注意)

- 1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2. 申請者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
- 3. 3欄には、認定に係る建築物の位置する地名地番及び認定に係る住戸の番号(共同住宅等又は複合建築物において、住戸の部分に係る申請を行った場合に限ります。)を記載してください。
- 4. 4欄には、一戸建ての住宅、非住宅建築物又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」に、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分のみに係る申請の場合には「住戸の部分のみ」に、共同住宅等又は複合建築物の全体及び住戸の部分の両方に係る申請の場合には「建築物全体及び住戸の部分」に、「・」マークを入れてください。
  - ※ 「一戸建ての住宅」は「一棟の建築物からなる一戸の住宅で、住宅以外の用途に供する 部分を有しないもの」をいい、「共同住宅等」は「共同住宅、長屋その他の一戸建ての 住宅以外の住宅」をいい、「非住宅建築物」は「住宅以外の用途のみに供する建築物」 をいい、「複合建築物」は「住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物」をいいま す。